

パブリックコメント御意見の提出方法

意見の募集期間 平成27年2月18日(水)～平成27年3月19日(木)
締切日必着

改訂素案の閲覧場所 市役所(市政情報コーナー、災害対策課)
各公民館、各図書館、駅前窓口センター、
市民活動センター
市のホームページにも改訂素案を掲載します。

意見の提出方法

専用意見提出用紙を御利用いただくほか、様式は自由ですが、「氏名・住所・連絡先」を必ず御記入いただき、次のいずれかの方法でご提出ください。

[郵送の場合] 〒254-8686 平塚市浅間町9-1

平塚市 防災危機管理部 災害対策課 あて

[FAXの場合] 0120-704589(なでしこFAX、通信料無料)

[電子メールの場合] saigai@city.hiratsuka.kanagawa.jp

[持参の場合] 平塚市浅間町9-1 市庁舎本館3階 災害対策課

8時30分～17時15分(土日祝以外)

「市長への手紙」(公民館などに設置)もご利用いただけます

封筒等の表面及び件名には「防災計画への意見」とご記入ください

電話での意見はお受けできませんので御了承ください。

お寄せいただいたご意見につきましては、個別回答に代えまして、内容ごとに整理し、市の考え方として公表させていただく予定です。氏名、住所などの個人情報は公表いたしません。



【問い合わせ先】

平塚市 防災危機管理部 災害対策課 政策担当

電話 0463-23-1111(代表)

内線2357

8時30分～17時15分(土日祝以外)

平塚市地域防災計画の改訂素案について

(平成27年改訂)

～ 皆様の御意見をお寄せください! ～

意見の募集期間 平成27年2月18日(水)～平成27年3月19日(木)

1 計画改訂の考え方

(1) 計画改訂の背景と趣旨

- 平塚市では、地震、風水害あるいは特殊災害等に対する、各種事前対策、応急対策等を定めた地域防災計画に基づき、BCP(業務継続計画)を踏まえた行動マニュアルにより、様々な防災・減災対策を実施しています。
- これまで地域防災計画は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年12月に「地震災害対策計画」を大幅改訂し、翌年7月には「風水害対策計画」ほか2計画を改訂しました。(別に平成26年3月、改正災害対策基本法の施行に伴う一部改訂を実施)
- 一方、国や県においても「災害対策基本法」の改正や「防災基本計画」の改訂をはじめ、火山災害では「富士山火山広域避難計画」が示され、土砂災害では、県が「土砂災害警戒区域」を指定すること等、市として更なる対応が必要となります。
- 今回の改訂は、これら関係法令の改正等を踏まえ、必要な見直しを行うことで、本市の防災・減災対策の実効性を高め、充実、強化するために実施するものです。
- このたび、見直した結果を改訂素案としてまとめましたので、市民の皆さんの御意見を幅広く求めるため、パブリックコメントを実施いたします。様々な視点から御意見をお寄せください。

(2) 今回改訂の対象とする計画

今回の改訂対象は、平塚市地域防災計画の全ての計画(『地震災害対策計画』『風水害対策計画』『東海地震に係る地震防災強化計画』『特殊災害計画』)を対象とします。

2 主な改訂内容について

(1) 災害対策基本法改正への対応

平成25年6月と平成26年11月に改正された災害対策基本法を踏まえ、必要に応じて地域防災計画にその方向性を位置付け、各種防災・減災対策を進めます。

改訂内容

- 災対法49条の7の指定避難所及び災対法49条の4の指定緊急避難場所の指定を進めます。(地震-P46)
- 避難所運営マニュアルは、わかりやすく整備することに努め、女性や要配慮者の視点による避難所運営等必要な事項について、適宜見直しを実施します。(地震-P46)
- 地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画である地区防災計画の作成や点検を支援し、必要に応じて地域防災計画に定め、地域防災力の向上を図ります。(地震-P61)
- 放置車両や立往生車両が発生した場合に、車両の移動等を行い、緊急通行車両の通行を確保します。(地震-P140)
- 罹災証明書の発行、義援金の給付等被災者生活再建支援業務を円滑に実施するため、被災情報を効率的に処理するシステムの導入や体制の準備に努めます。(地震-P183)
- 主に風水害対策計画における避難の考え方について、従来の屋外への立ち退き避難に加え、屋内での安全確保について示します。(風水害-P34)

(2) 火山災害対策計画の充実強化

富士山火山防災対策協議会が平成26年2月に示した「富士山火山広域避難計画」によると、富士山で大規模な噴火が発生した場合、本市では火山灰の降灰(2~30cm)による影響が想定されることから、降灰対策について追加します。

改訂内容

- 平塚市に影響する事象と範囲の想定を示します。(特殊-P11)
- 降灰による影響や知識の普及啓発、応急復旧対策など降灰対策の基本的な考えを示します。(特殊-P28)

(3) 土砂災害警戒区域指定への対応

神奈川県が、本市区域内に土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を行うにあたり、地域防災計画に警戒避難体制等を位置付けます。

改訂内容

- 土砂災害警戒区域の指定について記載します。(風水害-P20)
- 土砂災害の情報や避難施設等を掲載した土砂災害ハザードマップを作成し、避難経路の検討や救助を含めた訓練等を通じて、警戒区域における円滑な警戒避難体制の確保を図ります。(風水害-P21)

(4) 防災・減災対策を推進する所管部の明確化

地域防災計画に掲げる各種防災減災対策を着実に進めるために、所管部を明確にします。

改訂内容

- 地震災害対策計画、風水害対策計画の第2章「減災に向けたまちづくり」と第3章「平常時の対策」の今後の取組みの方向に事業を所管する部名を明記します。

(5) その他

- 飼主の責任のもと、避難先のルールに基づく対応を原則とする同行避難などペット対策を充実します。(地震-P47)
- 緊急輸送路(市指定)を「市指定緊急輸送道路補完道路」へ名称変更する等、防災関係機関等からの意見を反映します。(地震-P56)
- 市庁舎1期工事完了に伴う災害対策本部設置場所を市庁舎本館に変更します。(地震-P72)
- 平成26年7月に策定された平塚市総合浸水対策基本計画による雨水排水対策を反映します。(風水害-P17)

詳しくは閲覧用冊子(改訂素案)をご覧ください。